

様式第十八の四（第11条の3第3項関係）

認定事業適応計画の概要の公表

1. 認定の日付

2022年3月25日

2. 認定事業適応事業者の名称

アストラゼネカ株式会社

3. 認定事業適応計画の内容

(1) 事業適応に係る事業の目標

近年、気候変動問題への対応を成長の機会ととらえる国際的な潮流が加速している。

アストラゼネカグループでは、2020年1月22日に、2025年までにグローバル規模で事業からの二酸化炭素排出量ゼロを実現するプログラムの実施およびバリューチェーン全体で2030年までにカーボンネガティブを達成し、脱炭素計画を10年以上前倒しすることを発表。

当社においても、国内事業所と工場の2020年の消費電力量を、J-クレジット制度の活用を通じて購入電源すべての再生可能エネルギー移行100%を達成するなど、カーボンゼロの取り組みを着実に進めている。また、滋賀県にある米原工場では太陽光発電を設置する計画を進めており、2022年春から工場で使用する電気の20%を自家発電で賄う。このように、再生可能エネルギーへの取り組みをさらに進化させていく。

(2) その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標

2022年4月より事業適応を開始し、2022年12月末までに炭素生産性を91.2%向上することを目標とする。

(3) 財務内容の健全性の向上を示す目標

2022年度（計画終了年度）に経常利益を計上することを目標とする。

(4) 事業適応の類型

エネルギー利用環境負荷低減事業適応

(5) 計画の対象となる事業（日本標準産業分類における中分類名称及びその分類コード）

化学工業（16）

（選定の理由）計画の対象となる事業は、医薬品の検査・包装であるため。

(6) 事業適応の具体的内容

2022年4月に当社の米原工場に太陽光発電設備を設置することにより、エネルギー起源二酸化炭素排出量を大幅な削減が見込まれる。これにより、炭素生産性を91.2%向上させることを目標とする。

(7) 事業適応の開始時期及び終了時期

開始時期 2022年4月、終了時期 2022年12月